

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する36年10月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年10月から37年3月まで
②昭和44年12月から51年9月まで

申立期間①については、母親が納付してくれていたと聞いている。

申立期間②については、昭和52年7月ごろに、A社会保険事務所から、「あなたは国民年金保険料を支払っていないので、今すぐ支払ってください。今ならまだ間に合います。B市役所C出張所で国民年金保険料26万円を支払ってください。」との電話があり、B市役所C出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、保険料として26万円を納付し、国民年金手帳と領収書を受け取った。平成10年ごろまでは、その時の領収書を持っていたが、その後、引っ越しをした際に紛失した。

申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

また、厚生年金保険加入期間と重複する昭和36年10月の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間は申請免除期間とされているが、申立人が婚姻前に居住していた旧D町（現在は、E市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人の当該期間に係る国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険加入記録が新たに確認できたことから、申立人の国民年金被保険者の資格取得日を平成16年11月30日付けで昭和36年4月1日から同年11月10日に変更し、併せて、平成16年12月3日付けで昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料を誤適用者として還付決議していることが確認できるが、申立人が所持している平成20年8月19日付けで社会保険事務所から送付された「国民年金保険料還付期間及び金額の訂正について」及び領収済通知（報告）書によると、いったん還付した昭和36年10月の国民年金保険料については、還付期間の誤りとして返納させていることが確認でき、還付されていないものと認められる。

- 2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は昭和52年7月ごろに、当該期間の国民年金保険料として26万円を納付したと主張しているが、同年7月は特例納付の実施期間ではない上、その金額は、当該期間を含めた第2回目又は第3回目の特例納付の実施期間の時点で未納期間とされていた国民年金保険料を特例納付により納付した場合の金額とも相違している。

また、社会保険庁の特殊台帳の備考欄に、「36年4月から39年11月まで附4条（55.6.27）176,000」及び「未納限度142月1ヶ月の余裕もない」との記載が確認できることから、申立人は、昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料を55年6月27日に特例納付した上で、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間が25年となることから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の婚姻前に払い出されていた別の国民年金手帳記号番号の存在が確認され、当該記号番号に基づく記録では、昭和36年4月から同年9月までの期間及び37年4月から41年3月までの期間が申請免除期間とされていたため、特例納付により納付された36年4月から39年11月までの国民年金保険料を平成20年8月19日付けで昭和41年4月から44年11月までの期間に充当していることが確認できる。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する36年10月の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月3日に訂正し、同年11月から40年4月までの標準報酬月額を3万円とし、同年5月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月3日から40年6月1日まで

昭和39年11月から43年4月までの期間におけるA社に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、40年6月からの加入となっていた。

昭和39年11月から就労していたことは間違いなく、当時の給与明細書を転記したメモを添付するので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

また、申立人が提出した申立期間当時の給与明細書から転記したとするメモは、市販のノートに記載されており、当該ノートには、当該事業所に関する記載のほか、当該事業所に勤務するより前に勤務していた事業所に関する事項などが記載されていることや、当該ノートの傷み具合等から見て、申立期間当時のものと推認されることから、申立人自身が申立期間当時に転記したとする主張には、信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、当該メモには、昭和39年11月3日入社と記載されている上、同年11月から40年6月までの毎月の給与支給額のほか、「健・厚保険」として、健康保険料及び厚生年金保険料が給与から控除された金額などが記載されて

おり、39年11月から40年4月までの期間における「健・厚保険」の控除額は、当該メモ上の給与支給総額に相応する標準報酬月額に基づき算出した場合の控除額と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年6月の社会保険事務所の記録及び当該メモに記載された厚生年金保険料控除額から、39年11月から40年4月までは3万円、同年5月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②のうちの昭和42年4月10日から同年6月21日までの期間及び③については、脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、昭和42年6月21日から同年9月までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年3月26日から42年3月26日まで
②昭和42年4月10日から同年9月まで
③昭和43年2月1日から44年1月31日まで

申立期間については、それぞれ、A社、B社及びC社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間②の一部を除き、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。当時、脱退手当金の制度を知らず、請求した記憶も無いので、脱退手当金が支給済みとなっているのは納得できない。

また、申立期間②については、資格喪失日が昭和42年6月21日となっているが、同年9月まで勤務していたと思うので、その期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②のうちの昭和42年4月10日から同年6月21日までの期間及び③に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の45年10月12日に支給された記録となっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和44年1月31日）から2、3か月後の昭和44年

4月ごろに払い出されている上、国民年金の被保険者資格を20歳到達日(昭和43年11月23日)にさかのぼって取得し、被保険者資格を取得した月の保険料から納付しているとともに、脱退手当金が支給された記録となっている時期にも納付していることが確認できることから、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人とほぼ同時期に、申立期間③の事業所に係る被保険者資格を喪失し、脱退手当金を支給された記録を有する同僚は、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

なお、申立期間③の一部が国民年金保険料納付済期間と重複しているが、これは、申立人が申立期間③の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を正確に認識していなかったためと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②のうちの昭和42年4月10日から同年6月21日までの期間及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間②のうち、昭和42年6月21日から同年9月までの期間については、厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得日(昭和42年4月10日)及び資格喪失日(昭和42年6月21日)はオンライン記録と一致している上、被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人が、当該事業所に一緒に入退社したとする同僚の資格取得日及び資格喪失日は、いずれも申立人と同一日となっている。

さらに、当該事業所は、「当時の資料が残っていないため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としている上、当該期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和42年6月21日から同年9月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで
②昭和 39 年 2 月 1 日から同年 5 月 17 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。申立期間②直後に結婚し、夫の転勤に伴いC市に転居した。その後、すぐに私は働きに出ており、経済的にも脱退手当金を受給する必要は無かった。また、脱退手当金の制度すら知らなかったので、請求するはずがない。

脱退手当金の支給記録を訂正し、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年5か月後の昭和42年10月6日に支給された記録となっている上、当該喪失日時点においては、制度上、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしておらず、その時点から約1年後に行われた法改正により、初めて受給要件を満たすこととなったものであることから、事業主が申立人の委任を受けて、脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名の変更がなされておらず旧姓のままであり、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年5月26日に婚姻し、改姓後、脱退手当金が支給されたとする日から2年以上経過していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年12月まで
私が20歳になった時、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていた。母親は既に死亡しており、領収書も残っていない。
申立期間について、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和41年2月以降と推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年3月まで

私は、申立期間当時は大学生で、A市内に住んでおり、父親が経営する会社の営業所がA市にあり、そこの手伝いをしていた。母親が、平成6年4月ごろに、家業をよく手伝ってくれるからとして、旧B町役場（現在は、C市）又はA市で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。当時の父親の日記等もあり、当時の経済状況から見て、私の国民年金保険料を納付する余裕はあったはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付金額等に関する申立人の母親の記憶は曖昧であり、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人が申立期間当時に居住していたA市及び申立人の母親が申立人の加入手続をしたとするC市は、いずれも申立人が国民年金に加入した事実を確認できないとしており、申立人が申立期間を含め国民年金に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が提出した申立人の父親の日記には、平成6年1月 15

日の欄に「いよいよ（申立人名）年金加入となる」、同年1月17日の欄に「妻が（申立人名）の年金を支払」と記載されていることが確認できるが、申立人が主張している国民年金の加入手続の時期とは相違している上、申立人の父親はこれらの記載をした経緯を覚えておらず、申立人の主張を裏付けるものとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度の発足当初、旧A町（現在は、B市）C地区の区長から、「国民年金に入りなさい。」と言われ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、集金に来ていた区長に納付していた。申立期間の領収書はもらっていないが、納付していたことは間違いないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄から、「当時、同居していた母親が、自分の分の国民年金保険料を納付してくれていたので、弟の国民年金保険料も母親が納付していたかも知れない。」との証言が得られたものの、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和39年5月以降と推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人からは、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から45年3月まで

私は、申立期間中、左官職人としてA県に出稼ぎに行っていた。その時の給与が良かったので、毎月実家に仕送りをしていたし、実家の方も経済状態は悪くなかったと思う。盆や正月に帰省した折に、私の国民年金保険料を納付していると母親から聞いた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、実家の母親が納付していたはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年12月まで

昭和53年ごろから実家の家業が忙しくなり、会社を辞めて家業を手伝うことにした。今は亡き経営者であった母親から、「国民年金の再加入手続を早くしなければと気になりながらも、家業の忙しさに取り紛れ、また、2年間はさかのぼって納付できるとの知識もあったので、昭和56年5月7日に国民年金の加入手続をした際に、2年分の保険料をさかのぼって納付したが、数か月分が未納になってしまった。」と私に謝ってくれたことを記憶している。

子供の将来のことを常に考えてくれていた母親でしたから、申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは絶対に考えられない。

また、所持している出張徴収の案内は、昭和56年1月から3月までの期間の納付案内であり、案内された時点では、当該期間のみが未納であって、それ以前の期間は納付済みとされていたと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の再加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の再加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その経緯は不明であるが、昭和46年12月23日と56年5月7日の2回にわたりA町において払い出さ

れていることが確認でき、申立人の主張及び社会保険庁の特殊台帳の備考欄に「56/1～57/3 納付記録については（二つ目の記号番号）より転記す。」と記載されていることから見て、一つ目の記号番号は、二つ目の記号番号が払い出されたころは使用されておらず、その後、二つ目の記号番号に基づく納付記録を統合し、再び使用され始めたものと考えられ、二つ目の記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の母親が数か月分については納付できなかったと話していたとする申立人の主張とは相違している上、申立期間当時、更に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 58 年 2 月 14 日付けで管轄社会保険事務所から送付された「国民年金保険料の出張徴収について」の葉書の文面に、未納保険料として、「56 年度 56 年 1 月～56 年 3 月 11,310 円」としか記載されていないのは、それ以前の期間に係る国民年金保険料は既に納付されているためと主張しているが、当該葉書には、「昭和 58 年 2 月 7 日現在」と記載されていることから、その時点で時効にかからない期間に係る納付勧奨を行い、それを受けて、申立人の母親は、58 年 2 月に、その時点で時効にかからない期間の国民年金保険料のみを過年度納付したものと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に就職し、56 年 2 月末日に病気を理由に退職後、国民年金と国民健康保険に加入した。国民年金保険料と国民健康保険料は、その当時に受給していた傷病手当の中から納めていた。また、57 年 10 月からは、国の出先機関でアルバイトしていたが、その時も、厚生年金保険に加入していることを知らず、国民年金保険料を納付していた。その時の領収書はしばらく保管していたものの、結婚や転居に伴い破棄した。以前、年金手帳を 2 冊持っていたが、A 市役所で 1 冊にまとめられたので、その時に記録が漏れたのではないかと思う。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。また、厚生年金保険と重複して納付している期間については、国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 61 年 9 月以降と推認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 31 日から同年 7 月 17 日まで
昭和 42 年 1 月 14 日から 48 年 12 月までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。しかし、私は、42 年 1 月に A 社に採用され、同社が同年 6 月か 7 月ごろに B 市 C 町から同市 D 町に移転する際に、同社の B 支部がそのままそこに残り、私もそこに残った。このため、空白期間があるはずがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社 B 支部（現在は、E 社）で勤務していたことは、当該事業所の関係者の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所が保管している資料によると、当該事業所は、昭和 42 年 6 月 1 日付けで健康保険任意包括被保険者認可申請書・厚生年金保険任意適用申請書を管轄社会保険事務所に提出し、同年 7 月 17 日に認可されていることから、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、A 社（現在は、F 社）が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社が移転する際に B 支部に残った申立人を含む 4 人については、いずれも昭和 42 年 5 月 31 日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、その被保険者資格喪失日はいずれも、社会保険庁が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者原票及びオンライン記録とも一致している。

加えて、申立期間当時、同社の厚生年金保険に関する事務を担当し、申立人と一緒にB支部に異動した担当者は既に死亡している上、現在の同社の担当者は、「当時の資料が無く、詳細は不明であるが、申立期間以前から本社と支部の決算は別々に行っており、厚生年金保険を含む社会保険事務については、一つの事業所として管理していたものの、所在地が分かれることになったことを契機に、それぞれで事務を担当することになったと思う。また、申立期間当時も同じと思うが、本社の保険料は翌月控除となっており、本社では、申立人の同年5月分の保険料は控除していないと思う。」としており、E社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 8 月 30 日まで
婚姻後の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答があった。

A社には、婚姻前と婚姻後の2回入社し、婚姻前の時は事務を担当していたが、婚姻後の申立期間は事務に加えて秘書のような仕事もしていた。勤務していたことは間違いないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、元同僚の証言により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、婚姻前の期間（昭和 31 年 4 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間）については、被保険者として確認できるものの、申立期間及びその前後の期間については、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順、かつ、資格取得日順に記載され、欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所の事業を継承したB社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る保険料の控除の有無等については不明である。」としている上、当時の上司は、「申立人は、同じ職場に勤務していた夫の健康保険の被扶養者であった。」と証言しており、他の同僚からも、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

私は、A社B支店に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとの回答があった。退職金として、30 円 31 銭を受け取ったことは覚えており、本当に脱退手当金も受給したのであれば、終戦当時は日々の生活に追われていたので、忘れるはずがないが、そのような給付を手渡しで受けた記憶も無いし、銀行の通帳に振り込まれた形跡も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和20年11月3日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)においても、オンライン記録どおりに脱退手当金が支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和27年1月から28年10月まで
②昭和29年2月から同年12月まで
③昭和34年1月から同年3月まで
④昭和34年4月から同年7月まで
⑤昭和34年12月
⑥昭和35年1月から同年3月まで
⑦昭和35年8月及び同年9月
⑧昭和42年12月
⑨昭和43年7月

申立期間①及び②はA社B事業所に、申立期間③はC社に、申立期間④及び⑤はD社に、申立期間⑥及び⑦はE社に、申立期間⑧及び⑨はF社に勤務しており、上記5社について、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、すべての事業所について、加入記録はあるものの、いずれも勤務していた期間に比べて、厚生年金保険の加入期間が短いことが判明した。厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては、40年から50年ぐらい前のことなのでよく覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①及び②については、申立人が、申立期間①及び②又はそのいずれかにおいて、A社B事業所に勤務していたことは、同僚の証言により

推認できるものの、その同僚は、申立人が同社B事業所にいつまで勤務していたかは覚えておらず、同社B事業所の所長は死亡しており、申立人の同社B事業所における勤務期間が特定できない。

また、社会保険庁が保管している同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚については、申立期間①内の昭和26年5月1日から同社B事業所の厚生年金保険の適用日（昭和28年11月1日）までの期間において、同社G事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、社会保険庁が保管している同社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、同僚の一人は、「申立人は臨時職員であったのではないか。同社B事業所には、当時は職員が200人ぐらいおり、そのうち15人ほどが準職員とされていた。同社B事業所は、最初は臨時職員として採用し、一定期間後に準職員にしていた。準職員にならないと社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、申立人が申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③については、社会保険庁が保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、申立人が記憶している当時の同僚及び申立期間③当時に当該事業所に勤務していた者に聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間④及び⑤については、社会保険庁が保管しているD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は死亡しており、申立人が申立期間④及び⑤において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間⑥及び⑦については、社会保険庁が保管しているE社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は死亡しており、役員及び当該事業所に勤務していた者に聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が申立期間⑥及び⑦において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間⑧及び⑨については、社会保険庁が保管しているF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除の有無等については不明である。」としている上、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の加入期間は、雇用保険の加入期間とほぼ一致しており、申立期間⑧及び⑨当時に当該事業所に勤務していた者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 21 日から 47 年 1 月 13 日まで

私は、昭和 40 年 3 月から 51 年 11 月までの間、A 社の従業員として、B デパートの 6 階にあった食堂の厨房で継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

申立期間についても勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社として B デパートの 6 階に勤務していたことは、複数の同僚の証言等から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A 社の厚生年金保険の適用日は、昭和 47 年 1 月 13 日であり、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和 40 年 3 月 15 日から 41 年 9 月 21 日までの期間に C 社において厚生年金保険被保険者とされ、社会保険庁が保管している C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない上、申立人と同様に 41 年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失した者が 8 人（申立人を除く。）見られ、事情を聴取できた 4 人のうち 2 人は、C 社で被保険者資格を喪失後も、B デパートで引き続き勤務していたことを証言している。

加えて、A 社及び B 社はいずれも既に全喪し、当時のいずれの事業主も所在不明であり、両社の役員からは、病氣療養中等により事情を聴取でき

ず、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の大部分は国民年金の申請免除期間であることが確認できることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったものと認識していた可能性も否定できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。